

# 経営 さぶりメント

各方面の専門家による  
ビジネスに役立つエッセンス



## 知的財産権を 活用しよう

vol.1



ビジネスをしていく上では、どの企業も独自のアイデアやブランドを持っています。そういった独自のアイデアやブランドは全て知的財産です。ほとんどの知的財産は、他者が簡単に真似できます。真似を許してしまうと、アイデアの創作意欲がなくなり、ビジネスの秩序も乱れ、産業が発展しません。そこで、創作した人の財産として一定期間保護する制度が知的財産権の制度です。知的財産権の制度を利用することによって、自社の知的財産を適切に保護することができます。

知的財産権には様々な種類の権利があります。アップル社のiPadを例に挙げて、知的財産権の実例をご紹介します。「iPad」という商品名は、商標権で保護されています。丸みを帯びた外枠の形状や、ディスプレイに表示されるホーム画面などは、意匠権で保護されています。ファイルの同期方法やタッチパネルを介したユーザインタフェース機能は、特許権で保護されています。その他、コンピュータのプログラムや壁紙の写真などは著作権によって保護されています。

著作権以外の特許権、意匠権及び商標権は、権利を取得するためにお金がかかります。せっかくお金をかけて権利を取得しても、活用しなければ何も利益が得られません。では、知的財産権はどうやって活用すれば良いのでしょうか。知的財産権を、自社のビジネスを有利に進めるための道具と考え、色々な活用方法が見えてきます。



### 知的財産権の例

商標権	● iPad
意匠権	● 外枠の形状 ● ホーム画面
特許権	● ファイル同期方法 ● タッチインタフェース
著作権	● プログラム ● 壁紙の写真

iPad(アップル)

まずは、攻めの道具としての使い方です。知的財産権は独占排他権なので、権利者だけが実施でき、他人の実施を排除できます。排除手段としては、他人の実施行為を止めさせる差止請求、自分の損害に相当する金額を請求する損害賠償請求等の訴訟提起があります。アップル社の場合、知的財産権を攻めの道具として使用し、韓国のサムスン社と世界的な知財紛争を仕掛けました。実際には訴訟まで発展しなくても、警告書の送付は頻繁に行われています。売れている商品はインターネットで記事になったり、消費者がブログに掲載したりするので、権利者が侵害品を見つけやすくなっていると言えます。

次は、守りの道具としての使い方です。ビジネス上は、この守りの道具としての使い方が最も重要です。今までにない画期的な商品について特許権を持っていれば、ライバルに対して市場への参入を躊躇させる障壁になります。また、自社のブランドについて商標権を持っていれば、他社が良く似たネーミングで商品を販売することを阻止し、独占的に使用することができます。こうした守りの道具としての効果は目に見えにくいものです。市場への参入や良く似たネーミングの商品名を諦めた他社は、諦めたことをわざわざ教えてくれたりしないからです。模倣品が販売されず、自社の商品が順調に売上げを伸ばしていれば、知的財産権が守りの道具として機能している証です。

知的財産権は、交渉の道具としても使えます。建設関係の企業の場合、高品質低コストの工法について特

### 知的財産権の活用法

知的財産権

- ➡ 1 攻めの道具
- ➡ 2 守りの道具
- ➡ 3 交渉の道具
- ➡ 4 宣伝の道具

許権を持っていれば、その工法が有効な工事を継続的に受注することができます。また、部品製造の下請け企業の場合、部品に関する特許権や意匠権を持っていれば、発注元企業との値段交渉で優位に立つことができます。

知的財産権は、宣伝の道具としても使えます。商品のパッケージに特許第〇〇〇〇〇〇号と記載すれば、消費者に独自性をアピールできます。また、自社の保有特許をホームページで公開すれば、技術力が評価され、優秀な人材が集まって来たり、金融機関や公的機関から支援を受けやすくなったりします。そして、従業員も会社に誇りを持ち、積極的に仕事に取り組むようになります。

知的財産権の活用法は、今回紹介したもの以外にもたくさんあります。自社の知的財産を権利という形にして、自社のビジネスに合った活用法を探してみてください。

知的財産権の取得については、我々弁理士が代理して特許庁への手続きを行うことができます。また、知的財産権の活用法についても弁理士がアドバイスできます。お気軽にご相談下さい。

今回は、知的財産経営についてお話しします。③



**あきた知的財産事務所**  
弁理士  
**齋藤 昭彦**  
さいとう あきひこ

**【略歴】**  
昭和51年 栃木県生まれ  
秋田市にて同じく弁理士の妻とともに特許事務所を経営。  
慶應義塾大学を卒業した後、SE(システムエンジニア)の仕事を経て、東京の特許事務所に勤務。平成19年に弁理士となり、平成24年8月から妻の故郷の秋田市に家族で移住し、独立。  
日本弁理士会東北支部 副支部長